

工場の種類

別表第一 工場(第2条関係)

一 定格出力の合計が2.2kw以上の原動機を使用する物品の製造、加工又は作業を常時行う工場(レディミクストコンクリートの製造については、同一の工場において1年以上行うものに限る。)

二 定格出力の合計が0.75kw以上2.2kw未満の原動機を使用する物品の製造、加工又は作業で次に掲げるものを常時行う工場

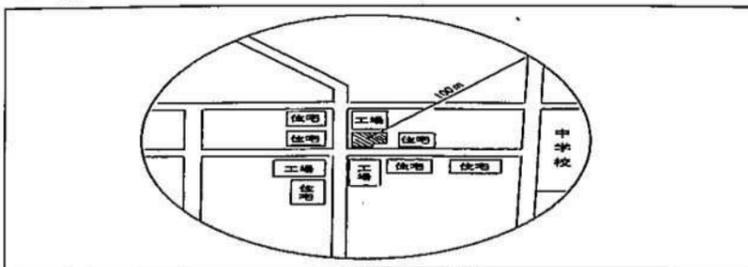
1	裁縫、織物、編物、ねん糸、糸巻、組ひも、電線被覆又は製袋
2	印刷又は製本
3	印刷用平版の研磨又は活字の鋳造
4	金属の打抜き、型絞り又は切断(機械鋸を使用するものを除く。)
5	金属やすり、針、釘、紙又は鋼球の製造
6	ねん線もしくは金網の製造又は直線機を使用する金属線の加工
7	金属箔又は金属粉の製造
8	つき機、がら機、粉碎機又は糖衣機を使用する物品の製造又は加工
9	木材、石材もしくは合成樹脂の引割り又は木材のかな削りもしくは細断
10	動物質骨材(貝がらを含む。)、木材(コルクを含む。)又は合成樹脂(エポナイト及びセルロイドを含む。)の研磨
11	ガラスの研磨又は砂吹き
12	レディミクストコンクリートその他のセメント製品の製造(レディミクストコンクリートの製造については、同一の工場において1年以上行うものに限る。)
13	魚肉又は食肉練製品の製造又は加工
14	液体燃料用のバーナーの容量が1時間当たり20ℓ以上又は火格子面積が0.5㎡以上の炉を使用する食品の製造又は加工

三 次に掲げる物品の製造、加工又は作業を常時行う工場

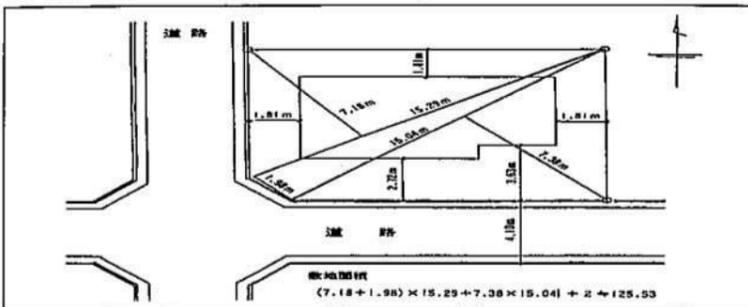
1	金属線材(管を含む。)の引抜き
2	電気又はガスを用いる金属の溶接又は切断
3	厚さ0.5mm以上の金属材つち打ち加工又は電動もしくは電気動工具を使用する金属の研磨、切削もしくは鉄打ち
4	ショットブラスト又はサンドブラストによる金属の表面処理
5	塗料、染料又は絵具の吹付け
6	乾燥油又は溶剤を用いる撥水紙布、防水紙布又は絶縁紙布の製造
7	溶剤又はラバーセメントを用いるゴム製品の製造又は加工
8	ドライクリーニング
9	テレピン油又は樹脂を原料とする物品の製造
10	石炭、亜炭、アスファルト、木材もしくは樹脂の乾りゅう又はタールの蒸りゅうもしくは精製
11	たん白質の加水分解
12	合成樹脂の製造もしくは加熱加工又はファクサスの製造
13	石綿、岩綿、鉾さい綿、ガラス綿、石こう、うわ葉、かわら、れんが、土器類、陶磁器、人造砥石又は珪石の製造
14	電気分解又は電池の製造
15	床面積の合計が50㎡以上の作業場で行われるテレビジョン、電気蓄音器、警報器その他これらに類する音響機器の組立て、試験又は調整
16	ガス機関、石油機関その他これらに類する機関の試験又は調整
17	発電の作業
18	金属の溶融又は精錬(貴金属の精錬又は活字の鋳造を除く。)
19	金属の鍛造、圧延又は熱処理
20	溶剤を用いる塗料の加熱乾燥
21	塗料、顔料もしくは合成染料又はこれらの中間物の製造
22	印刷用インク又は絵具の製造
23	アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸りゅう産物又はその残りを原材料とする物品の製造
24	電気用カーボンの製造
25	塵、懐炉灰又はれんがの製造
26	動物質腐敗物又は排せつ物を原料とする物品の製造
27	油脂の採取もしくは加工又は石けんの製造
28	肥料の製造
29	ガラスの製造又は腐しよくもしくは加熱加工
30	ほうろう鉄器又はほうろう薬の製造
31	セメント、生石灰、消石灰又はカーバイトの製造
32	硝酸塩類、過酸化カリウム又は過酸化ナトリウムの製造又は精製
33	ヨウ素、いおう、塩化いおう、塩化ホスホリル、りん酸、水酸化ナトリウム、水酸化カリウム、アンモニア水、炭酸カリウム、炭酸ナトリウム、さらし粉、次硝酸ピスマス、亜硫酸塩類、チオ硫酸塩類、バリウム化合物、銅化合物、スルホンメタン、グリセリン、スルホン酸アンモニウム、酢酸、安息香酸又はタンニン酸の製造又は精製
34	有機薬品の合成
35	火床面積が0.5㎡以上又は焼却能力が1時間当たり50kg以上の焼却炉を使用する廃棄物の焼却
36	油缶その他の空き缶の再生
37	金属の酸洗い、腐しよく、めつき又は被膜加工
38	鉛、水銀又はこれらの化合物を原料とする物品の製造
39	羽もしくは毛の洗浄、染色もしくは漂白、繊維の染色もしくは漂白又は皮革の染色
40	紙又はパルプの製造
41	写真の現像
42	有害ガスを排出する物の製造又は加工
43	有害物質を排出する物の製造又は加工

添付図面例

1. 付近100m案内図



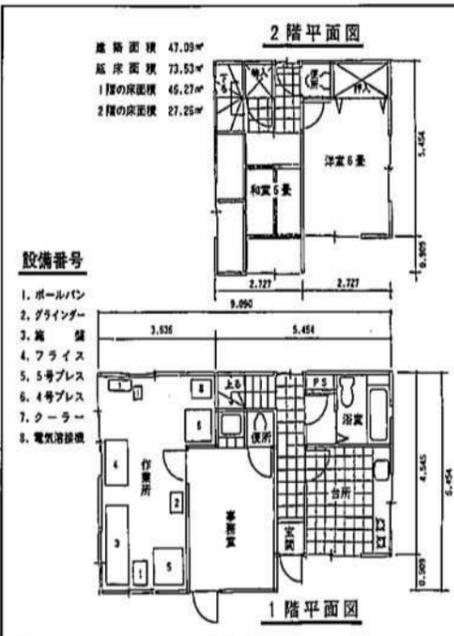
2. 配置図



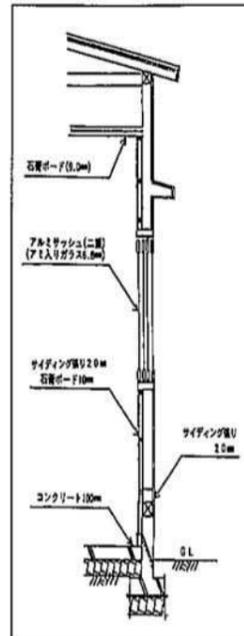
3. 立面図



4. 平面図



5. 矩計図

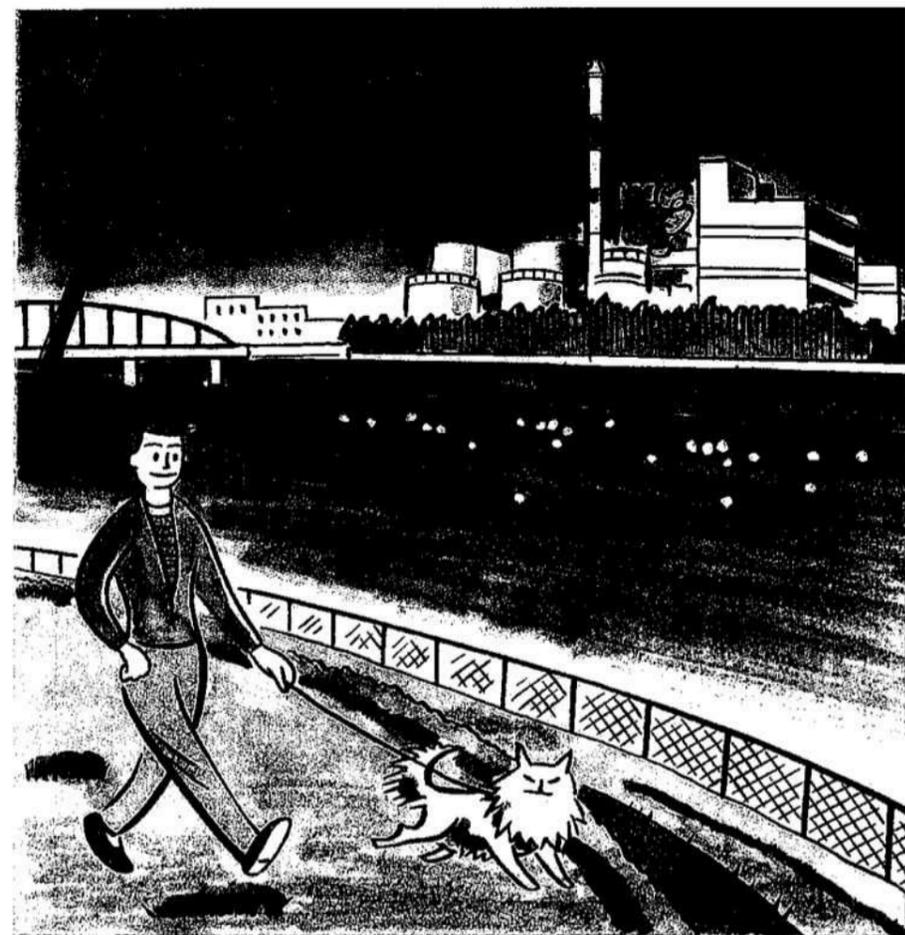


この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

工場の認可・届出

— 環境にやさしく

快適な葛飾に —



葛飾区役所 環境部

環境課 公害対策相談係



〒124-8555 葛飾区立石五丁目13番1号

代表 3695-1111 内線3525~3526

直通 5654-8236

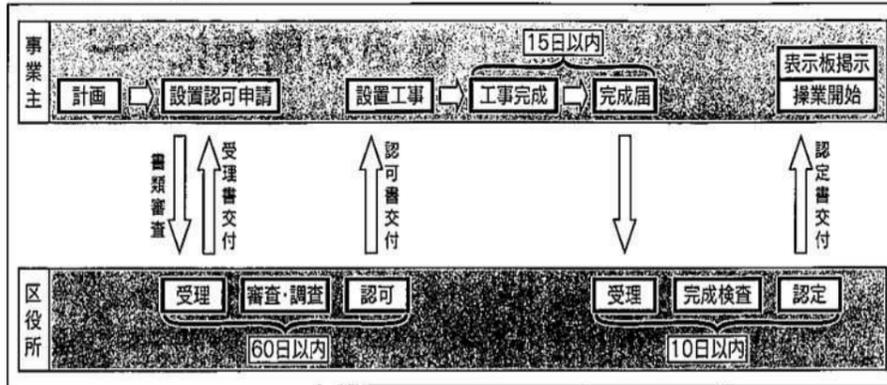
FAX 5698-1538

工場設置の認可制度

区内に工場を設置しようとする方は、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(環境確保条例)」に基づいて、あらかじめ所定の手続きに従って申請をし、認可を受けなければなりません。

同条例第2条別表第一
同条例第81条

認可手続きの流れ



●工場の設置認可申請書

下記の申請書類・図面を各々2部作成し、環境課へ提出し審査を受けます。

- ◇工場設置認可申請書
- ◇騒音又は振動発生施設の構造等
- ◇汚水、ばい煙、粉じん、有害ガス又は悪臭の発生施設の構造・使用方法及びそれらの処理方法
- ◇地下水揚水施設の構造等
- ◇電気供給に関する通知書
- ◆工場の周囲100m以内の付近見取図
- ◆隣接地の境界ならびに敷地内の建物の配置、敷地面積及び自動車の出入口に接する道路の幅員が明らかとなる図面
- ◆工場建物内の機械の配置状況を示す図面
- ◆工場建物の構造(平面、立面、矩計図)を示す図面(設備によっては、基礎図も必要となります。)等



- ◇印の様式はダウンロードできます
- ◆印は申請者で用意してください

●審査・認可

申請書類が提出されますと、内容について適格であるかどうかの審査や検査を行います。認可の可否については原則として、受理をした日から**60日以内**に通知いたします。

●完成届の提出

工場の認可を受けられた時、当該認可に基づき工場の設備工事に着手し、完成したときは、**15日以内**に「工事完成届」を提出しなければなりません。(同条例第84条)

●表示板の掲示

工場の認可を受けた者は、「工場設置認可」を受けていることを表す「表示板」をできるだけ一般の人に見えやすい場所へ掲示しなければなりません。(同条例第85条、同規則第36条)

※申請書類・図面等は同じものを2部用意してください。1部を審査後に返却しますので、廃止または次の変更まで、大切に保管してください。
※他にも工場を設置しようとしている方で、環境確保条例以外の法律の届出が必要な場合があります。詳しくは環境課に相談してください。

工場の変更認可

認可工場でも、その後、機械等の増設により施設等を変更しようとする場合は、あらかじめ変更認可を受けなければなりません。(同条例第82条)

変更認可に該当する工場とは、次に掲げるものをいいます。

- * 工場の業種、作業の種類及び方法の変更
- * 建物、施設の構造及び配置の変更
- * ばい煙、騒音等の防止方法の変更



●変更認可申請手続

次の書類を作成し、審査を受けます。
☆工場変更認可申請書
☆その他の書類は工場設置認可申請時のものと同じです。

その後は、工場設置認可申請と同様な手順により、認可書や認定書が交付されることになります。

工場認可手数料

認可を申請しようとする方は、下記の区分により手数料を納付していただきます。

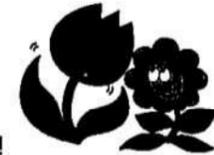
種別及び規模(作業場の床面積の合計)	金額	
設置認可	500㎡以下	8,700円
	500㎡を超え1,000㎡以下	14,200円
	1,000㎡を超えるもの	20,200円
変更	1件につき	7,600円

その他の変更届等の提出

工場主の方は、次に掲げる事項について変更等が生じたときは、その事実の発生日から**30日以内**に届出をする必要があります。(同条例第87条、88条)

届出の種類	届出の内容
工場・氏名等変更届	<ul style="list-style-type: none"> ■社名、代表者、主たる事業所、工場名を変更したとき(法人) ■住所、工場名が変更したとき(個人) (同条例第87条、同規則第38条)
廃止届	<ul style="list-style-type: none"> ■工場を廃止したときや工場以外のものに用途を変更したとき (同条例第87条、同規則第39条)
承継届	<ul style="list-style-type: none"> ■工場を譲り受け、借り受け、相続、合併等により工場を設置する者の地位を承継したとき(承継の事実を証明する書類を添付してください) (同条例第88条、同規則第40条)

お願い



○化学物質の適正管理

化学物質を使用している工場(年間100kg以上使用している事業場)は毎年1回使用量等の報告や、化学物質管理方法書の提出が義務づけられています。(同条例第110条、111条)

○土壌汚染対策

有害物質取扱事業者が工場を廃止するときや、大規模開発を行う事業者(3,000㎡以上)は土壌汚染の調査等が義務づけられています。(同条例第116条、117条)

公害防止融資



すでに操業している工場で騒音、振動等の公害を防止しようとする方には、融資の斡旋をしています。

融資限度額は1,000万円で利子及び信用保証料は全額区が負担します。(原則として東京信用保証協会の信用保証を要します。)